

医政発 1030 第 1 号  
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」  
の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年 10 月 15 日公表）において、将来を担う看護職員を養成するための教育の内容と方法について検討を行い、保健師、助産師、看護師及び准看護師教育のカリキュラム改正案がとりまとめられました。令和 2 年 10 月 30 日には、当該報告書を受けて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省第 1 号）の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

今般、当該報告書及び改正省令を受けて「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（医政発 0331 第 21 号）の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとし、2 年課程、2 年課程（定時制）及び 2 年課程（通信制）においては令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたのでその旨通知します。

つきましては、内容についてご了知いただくとともに、貴管内養成所に対して、貴職からこの旨周知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。